

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
 - 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
 - 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
 - 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（重点調査）

第13条 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第14条 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

2 業務計画の内容	
<p>(1) 管理技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者が保有する資格・経歴 ・管理技術者の手持ち業務数 <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照査技術者が保有する資格・経歴 ・照査技術者の手持ち業務数 <p>・</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 <p>(4) 再委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達（手持ち）機材の有無 	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>
3 業務受注状況等	
<p>(1) 現在の受注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県発注業務の受注件数 ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数</p> <p>(3) 保有技術者数</p>	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

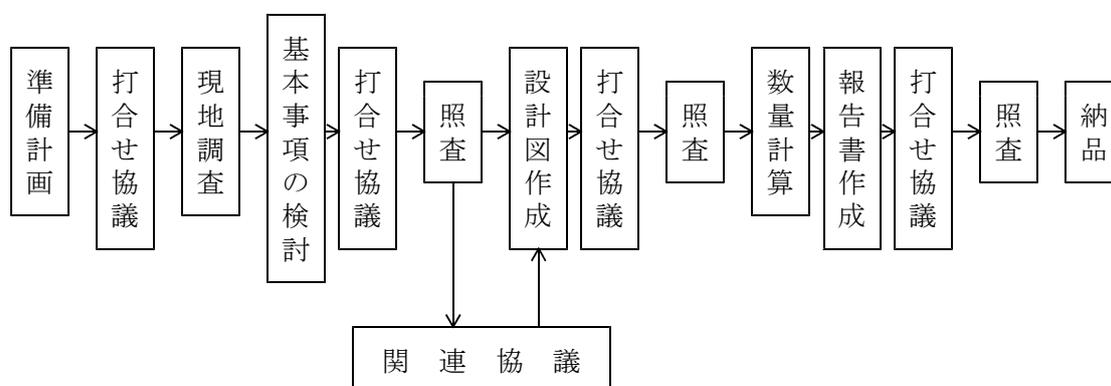
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇		〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇		〇〇		〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

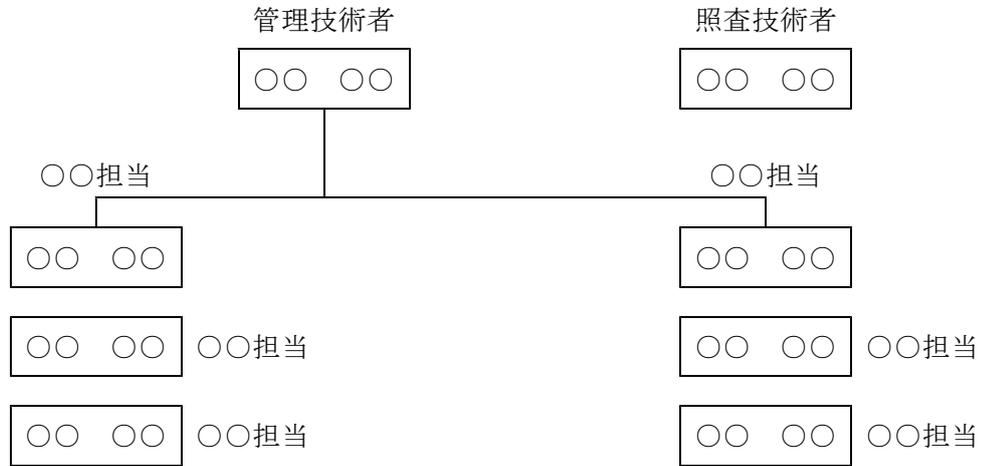
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・ 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・ 仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・ 当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。

R7吉土 飯尾川 石・高原～浦庄 河川工作物詳細設計業務 特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、飯尾川の河川改修に伴い改築が必要となる取水堰（麻名用水堰）の詳細設計を行うものである。計画地点の河川状況、地形、近隣構造物、土地利用状況、地質、流量等から、断面形状、構造型式、基礎型式等について比較検討を行い、最適な堰の型式を選定する。選定された堰の型式に対して、詳細設計を行い、工事発注に必要な図面、数量を作成する。

2. 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- ・取水堰詳細設計
- ・耐震性能照査
- ・管理橋上部工設計

2.1 取水堰詳細設計

2.1.1 現地調査

貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び堤内地側の土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し整理する。

2.1.2 資料の検討

資料の収集および整理は、取水堰設計に関する基本条件及び留意点等を確認するため、既往成果、測量、地質及び用地資料等の資料を収集し整理する。

2.1.3 河川計画の設計

既往成果より、取水堰の設置目的及び必要とする機能条件を確認し整理する。また、別業務の測量成果を基に、計画位置、流量、縦断勾配、粗度係数、断面形状等の設定及び検討を行い、取水堰断面を決定する。構造物の位置や敷高、堰各部の詳細構造について設定する。

堰位置の河道横断形状（計画の河床高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高等）は、河道計画より設定する。計画規模に対し、河川構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを決定する。

2.1.4 型式の検討

ゲート型式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造型式を決定する。

当該施設に応じた最適なゲート型式を検討する。また、当該箇所に最適なゲートの材質を選定する。

2.1.5 平面、縦断計画

現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件（堤内地状況及び周辺道路）、を勘察し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置を抽出し、利便性、経済性、施工性等の検討を行い、堰の位置を決定する。

決定した条件を基に、取水堰の一般図を作成し、設計方針、構造物全体配置検討を行う。また、町道及び管理用通路への取合計画、堰上流の条件護岸について平面、縦断計画を実施する。

2.1.6 河川水位の検討

設定した条件を基に、取水堰設置に伴う水位について検討を実施する。

2.1.7 堤体及び護床工の検討

堰体及び護床工について、設置範囲や構造等について検討を実施する。

1) 基本構造諸元

計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定する。

- ・ 堰地点
- ・ 堰型式
- ・ 堰径間長
- ・ 堰径間数
- ・ 堰天端高
- ・ 堰敷高
- ・ ゲート型式
- ・ ゲート高
- ・ 計画取水位
- ・ 計画取水量

2) 設計条件

堰各部の詳細部構造諸元を決定するための条件項目とその基準値を次について設定する。

- ・ 材料単位重量
- ・ 地盤定数
- ・ 設計水位条件
- ・ 載荷重
- ・ 風荷重
- ・ 地震係数
- ・ 安全率
- ・ 弾性係数

- ・許容応力
- ・温度荷重
- ・部材最小寸法
- ・その他構造細目

なお、地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは、地下水条件等の特殊要件を設計条件としてまとめる。

2.1.8 基礎の検討

基礎の検討は、地質調査結果を用い、構造物の安定性・施工性・経済性等を総合的に評価し、最適な基礎構造（直接基礎、杭基礎等）を抽出し、詳細設計を行う。

2.1.9 構造計算

取水堰の堰体、堰柱、護岸について構造計算を行う。

躯体、門柱、堰柱、床版、操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工の各部について安定計算・構造計算を行い、構造詳細、配筋等を検討する。また、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行う。

2.1.10 設計図作成

河川計画図、一般図、堤体、堰柱、護岸工、基礎工、土工図等について図面を作成する。

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討するとともに、護岸の構造型式及び主要寸法を決定し、構造図、配筋図等の詳細図を作成する。

2.1.11 仮設計画

施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、詳細な仮設計画を策定する。

2.1.12 施工計画

当該工事で必要となる施工条件を整理し、取水堰及びそれに伴う仮締切の構造・撤去、等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、次に示すものとする。

- ①施工期間、②工事用道路、③仮締切、④水路切廻し、⑤騒音・振動対策、⑥その他留意事項

2.1.13 数量計算

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」(徳島県・最新版)により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」(徳島県・最新版)に基づき工種別、区間別に取りまとめる。

2.1.14 特別仕様書作成

当該工事で必要となる特記事項について、内容を記載した仕様書を作成する。

2.1.15 概算工事費積算

算出した数量計算を基に、概算工事費を算定する。見積資料についても整理し、報告書にとりまとめる。

2.1.16 ゲート工の検討

ゲートの扉体や開閉機設備について詳細設計を行う。扉体・戸当り、開閉装置、螺旋階段について設計計算を行う。計算結果に基づき、全体一般図、箱抜荷重図および差筋図、端部詳細図、各種組立図、操作盤外形図および結線図、操作フロー図、各種配管図、アイソメ図等を作成する。

2.1.17 照査

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造型式及び地盤条件と基礎型式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

2.1.18 点検取りまとめ

検討内容を指定された様式でとりまとめ、報告書を作成する。

2.2 耐震性能照査

2.2.1 照査条件の整理

以下に示す項目について整理するとともに、L2 地震動照査に必要となる荷重条件・構造条件を整理する。

- ・耐震性能の照査基準の設定
- ・液状化判定、設計外力の算定

また、L2 地震動照査を実施する解析モデルを作成する。解析モデルは基礎工を考慮したモデルとし、縦断方向・横断方向 2 構造を見込んでいる。

2.2.2 耐震性能照査 レベル 2 地震動照査

作成した解析モデルに対して、荷重条件・構造条件にしたがった荷重を載荷し、解析を実施する。

耐震性能照査は、河川構造物の耐震性能照査指針・解説（－IV. 水門・樋門及び堰編－）に準拠し、静的照査法で行う。耐震性能照査は地震時保有水平耐力法による照査を実施する。

なお、振動単位内で地盤条件が著しく異なることが判明した場合など、動的解析が必要と判断される場合は、変更対象とする。

2.3 管理橋上部工設計

管理橋（上部工）の予備設計および詳細設計を行う。また、架設計画を行う。

2.4 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ時（5 回）、成果品納品時の計 7 回を予定している。ただし、必要に応じて適宜打合せを実施する。